

四月十三日(月) 一一〇〇 来席者多
→ 〇. 三〇 分

午後至閣議、公の締合と開く。

車調長官、安本副長官、鶴澤次長、運送局總務課
連調次長、大藏次官、文部次官、農商務省、通商
理官、農林次官、財務省常務次官、欠席。

閣議へ

一 日光節約時間採用に關する件(總審)

島主務官より説明

意見

四、四月十日前後及び九月十日前後と四月廿二曜、九月の
第一(又は第三)曜より是を主とする意見あり。

本年、法律日五月一日より別ル政令を定め日付終ると
するとして法務省と打合せある。

結論、四月第一土曜日、又月第二土曜日を決定

セ、特に保障ある場合を除く外は削除すること

一朝鮮人の教育問題（文部省）

化の朝鮮人子弟の教養が少しあは、日本法令に従事する。
GHQの意見、次官会議も同様に通牒を出でる（開鎖命令）
山口が八千人位知事室に拝謁け、固りてし合意の上認め
つて朝鮮人は開鎖命令（朝鮮人子弟の教養の
保護権限を付す）
地元軍政印も強て之を壓迫
せざるを得ず、其兵庫朝若狭に上げた。

◎韓國の日本籍人最初は單なる地方領土である。（齊藤

一観光審議会につけ、（有田次長）

朝内閣の方針が決定され、具体案はござり

一、各省、省名復原ルフリ（法務官）

「法務官」の訛名多端を覺す。該務官の本名は

各省の省名に日本づから行政司官印ハ附（二二
四四）

（而田次長）同様に法務官の研究する事は行政司官

印ハ連絡色ヒリ、研究する事は行政司官

一、勞働問題ルフリ（而田次長）

所給与移動要令の準備をため画陽巨出（二二

（勞働次官）各省の事務を於ける務是官

（二二）

本公司配布書類は、日光節約以用採用に關す

3件づれ。